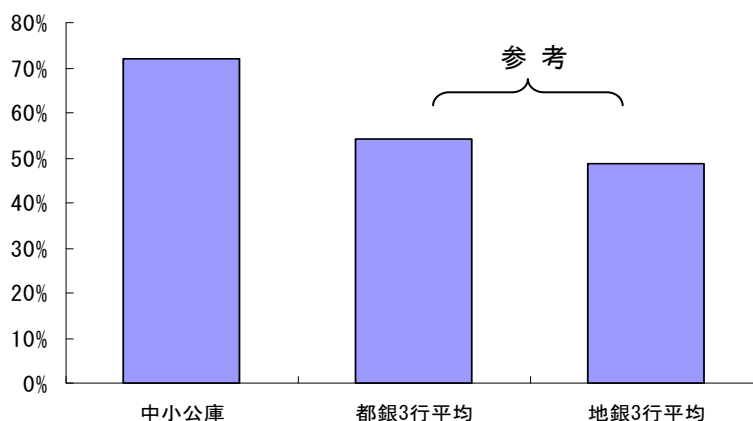


民業補完の観点から見た政策金融の問題点（中小企業分野）

1. 中小企業金融公庫の貸付先の信用評点

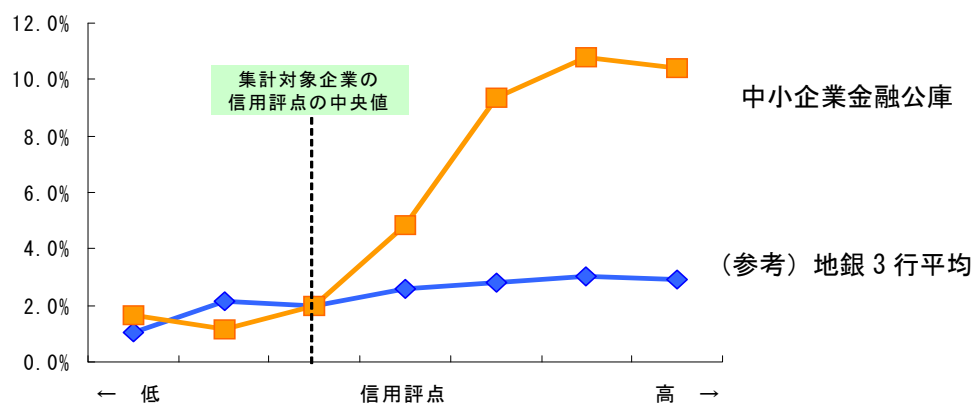
- (1) 中小企業金融公庫の取引先は、都市銀行や地方銀行に比べて、信用評点 50 点以上の中小企業の割合が高い。(図表 1)
- (2) 中小企業金融公庫のシェア(取引社数ベース)は、信用評点が高い中小企業グループで相対的に高い。(図表 2)

(図表 1) 中小企業金融公庫を取引金融機関とする中小企業のうち、信用評点 50 点以上の企業の割合



(資料) 東京商工リサーチ「TSR 企業情報ファイル(平成 19 年 9 月末時点)」を基に分析
 (注) 集計対象は 2006 年度決算が収録されている中小企業 73 万 3380 社。中小企業の範囲は中小企業基本法の定義を使用。尚、都銀 3 行と地銀 3 行は、各々の業態の中で中小企業向け貸出残高が多い上位 3 行。

(図表 2) 中小企業の信用評点レベル別に見た取引金融機関シェア



(資料) 東京商工リサーチ「TSR 企業情報ファイル(平成 19 年 9 月末時点)」を基に分析
 (注) 中小企業を信用評点別に 7 つのグループに分け、各々の中で取引金融機関のシェアを算出し、地銀 3 行の平均値と比較した。尚、比較対象とした地銀 3 行は図表 1 と同様。

2. 中小企業金融公庫の貸付金利

(1) 総務省「政策金融機関等に関するアンケート」

「政府金融機関から借入を行なった理由」として、「金利面（低金利）で有利だったから」と回答した中小企業が最も多く、約6割を占める。（図表3）

(2) 中小企業金融公庫の特別貸付における「基準利率」は民間の長期プライムレート並みで、「特別利率」はそれを0.35～0.85%下回る（注）。（図表4）

尚、固定金利市場調達コスト（スワップレート、期間5年、2007年10月11日）1.46%に、公庫の融資業務の事務経費率（平成18年度0.38%）と貸倒コスト（同0.95%）を加味すると、公庫融資の相当部分が民間ベースではコスト割れ。

（注）貸付金利は期間によって異なるが、ここでは期間5年以内の貸付金利を見た。

（図表3）政府金融機関からの借入理由
（借入経験がある中小企業、複数回答）

| | 社数 | 比率 |
|---|-----|--------|
| ①金利面で有利だったから | 428 | 58.4% |
| ②貸付期間等で有利だったから | 162 | 22.1% |
| ③公的機関で安心感があったから | 140 | 19.1% |
| ⋮ | | |
| ⑦民間金融機関から借り入れることができなかった、又は政府金融機関の利用を進められたから | 49 | 6.7% |
| 回答計（中小企業） | 733 | 100.0% |

（資料）総務省「政策金融機関等に関するアンケート」（平成14年7月～8月実施）

（注）比率は回答社数に対する割合。丸囲み数字は回答数順位。

（図表4）中小企業金融公庫の貸付金利
（2007年10月11日時点、特別貸付）

| | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 基準利率 | 2.45% | セーフティネット貸付等 |
| 特別利率① | 2.10% | 新企業育成貸付、 企業活力強化貸付等 |
| 特別利率② | 1.85% | |
| 特別利率③ | 1.60% | |

（注）融資の平均利回りは平成18年度で1.73%。

（参考）長期プライムレート 2.45%
短期プライムレート 1.875%

3. 新公庫におけるガバナンスと民業補完

(1) 株式会社日本政策金融公庫法第一条（目的）

「一般の金融機関が行なう金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者および農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能」等を担う

(2) 上記目的規定における「民業の補完」の趣旨を新公庫の経営に確実に反映させるため、下記のような具体的な仕組みが必要

- ①経営方針の中に「民業の補完」の趣旨を明示。直接貸付は民間の業務圧迫や市場への影響に最大限配慮。保証支援等の活用を推進
- ②当面の融資業務の運用基準として、一定以上の内部格付先への融資を取り止め（やむを得ない場合には民間と同一条件による協調融資を義務付け）
- ③上記経営方針、運用基準、案件支援内容とその効果・費用等に関する必要な情報開示（格付別・政策目的別の支援状況と金利・コストを含む）とチェック体制

1. 民間金融機関に対するアンケート調査

(1) 民間金融機関から報告された政策金融機関による民業圧迫事例

(複数回答)

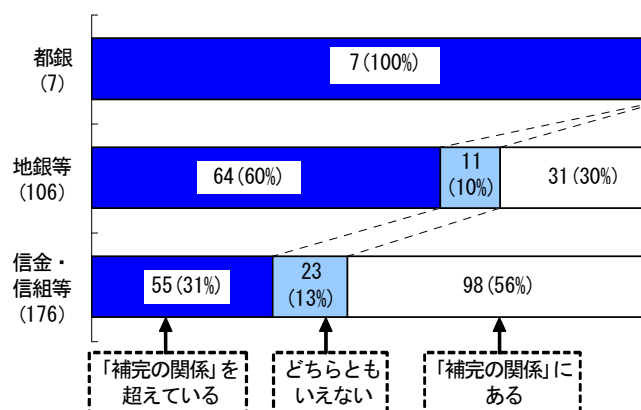
| | あ 事 つ た 紹 介 件 数 の | 金 国 融 民 公 庫 生 活 | 金 中 融 小 公 企 庫 業 | 中 商 央 工 金 組 庫 合 | 金 融 機 関 其 他 政 策 |
|----|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 合計 | 237 | 67 | 90 | 50 | 30 |

| | | |
|--------|------------|----|
| 影響上位 | 案件の横取り | 59 |
| | 取引条件への影響 | 21 |
| | 既存案件の繰上げ償還 | 13 |
| 圧迫要因上位 | 金利水準 | 77 |
| | 固定金利 | 52 |
| | 長期 | 29 |

(資料) 内閣府「民間金融機関に対するアンケート」(平成14年5月実施)

(注) 本回答は個別事例について外部への解答を可と判断した79の金融機関から報告された237事例に基づく。

(2) 民間金融機関から見て政策金融機関の活動は補完的か否か(中小企業分野の回答)



(資料) 総務省「政策金融機関等に関するアンケート」(平成14年7月-8月実施)

(注) 「『補完の関係を越えている』『補完の関係にある』」には、いずれも「どちらかといえば」との回答を含む。

尚、本回答比率が相対的に少なかった信金・信組等においても、同時に実施された支店調査では、回答のあった183機関(支店)のうち、中小企業分野において「競合経験なし」は79支店に過ぎず、残る104支店(57%)において新規・既存取引先に対する競合事例が報告されている。

2. 主要4カ国の中小企業に対する政策金融制度

| 政策金融機関 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス | |
|--------|---|--|--|--|--|
| | SBA (中小企業庁) | DTI (貿易産業省) | KfW (復興金融公庫) | BDPME(中小企業開発銀行) | SOFARIS |
| 活動の中心 | 保証 | 保証 | 間接融資 | 直接融資(協調) | 保証 |
| 規模 | ○保証付融資額 125.5億ドル ○保証件数 74,825件 (2004会計年度) | ○保証付融資額 4.1億ポンド ○保証件数 5,966件 (2003-04年度) | ○融資額 100億ユーロ ○融資件数 46,000件 (2003年) | ○融資額 13.4億ユーロ ○融資件数 未開示 (2003年) | ○保証付融資額 46億ユーロ ○保証件数 58,800件 (2003年) |
| 融資方法 | 認定金融機関の審査を経てSBAに申込み書類が送付される。保証割合は75%-85%。 | 指定金融機関の審査を経てSBS(DTIのエージェンシー)の審査に持ち込まれる。保証割合は75%。 | 民間金融機関がKfWから低利融資を受けて融資を実行。与信判断は民間金融機関が行い、信用リスクを100%負担。 | 内規により民間との協調融資が原則。金利・返済条件等は完全に民間金融機関と均等。融資額は総額の50%以下。 | 基本的に民間による案件の持込により実施。保証割合は原則50%以下。 |

(資料) 宇野雅夫、折茂建「政策金融の国際比較」(財務省財務総合政策研究部 Discussion Paper Series No.05A-14、2005年8月)の内容を基に作成

(注) アメリカにも融資制度が存在するが残高は僅少。イギリスは融資を行っていない。